２８６―２０３７
令和３年１月８日

関係団体各位

宮崎県県土整備部建築住宅課長
（公　印　省　略）

宮崎県独自の「緊急事態宣言」の発令について（依頼）

拝啓　時下　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、本県においては、１日の新規感染者数が 100 人を超えるなど、県下全域で感染が急増しており、歴史的な危機に直面している状況です。この状況を踏まえ、県では、１月７日付けで本県独自の「緊急事態宣言」を発令し、下記のとおり、県民の皆様への要請等を行うこととしました。

また、１月８日には、関係機関による「県民の命と暮らし、医療を守るための共同メッセージ」を発出したところであります。

各業界において厳しい状況が続く中、このようなお願いを行うことは、大変心苦しいところではございますが、貴団体におかれましては、宣言に伴う集中的な感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

また、併せて貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いします。

記

１　要請内容

（１）行動の要請について

①　外出の自粛

②　県外との往来自粛

③　イベントの中止・延期

④　会食の制限（４人以下、２時間以内）

⑤　テレワーク、時差出勤の推奨

⑥　高齢者、基礎疾患のある方、高齢者施設や医療機関の従事者に対し、会食等の必要性について慎重に判断

※詳細は、別添「『緊急事態宣言』下での県民の方々への具体的な行動要請」を参照

（２）酒類提供飲食店に対する営業時間の短縮について

午前５時から午後８時まで（酒類提供は午後７時まで）

２　要請期間

原則として令和３年１月９日から１月２２日（終期は、感染状況を見極めて判断）

３　県民の命と暮らし、医療を守るための共同メッセージ

別添のとおり

文書取扱：建築住宅課
【宅地建物取引業関係】
宅地審査担当：鈴木
連絡先：0985-24-2944
【その他】
建築指導担当：小野
連絡先：0985-26-7195